# 板橋区飼い猫等の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱

平成 5年 5月26日区長決定 平成15年 4月 1日一部改正 平成26年 2月 6日一部改正 平成27年12月25日一部改正 平成31年 4月 1日一部改正 令和 3年 4月 1日一部改正

# (目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号) 及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年東京都条例第81号)の 趣旨をふまえ、飼い猫等(区民に飼育されている猫、及び板橋区飼い主のいない猫 対策モデル事業実施要綱(平成27年8月25日区長決定)の対象となっている地 域猫を除く飼い主のいない猫)の去勢・不妊手術費を助成することにより、飼い猫 等がみだりに繁殖することを抑制し、区民の生活環境を害することを未然に防止し、 動物愛護精神の高揚を図るとともに、飼い猫等による人の生命、身体及び財産に対 する侵害を防止し、もって、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

# (事業内容)

第2条 前条の目的を達するため、区長は、飼い猫等の去勢・不妊手術を動物病院または動物診療所において実施した区民(以下「実施者」という。)に対し、手術に要した費用の一部助成事業(以下「事業」という。)を実施する。

### (対象となる猫)

- 第3条本事業の対象となる飼い猫等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1)実施者が、自ら飼育する猫
- (2)実施者が、周辺の生活環境を害することなく、第1条の目的に沿って去勢・不 妊手術を行った飼い主のいない猫

#### (助成金額等)

- 第4条区長は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める助成金を、予 算の範囲内で実施者に補助するものとする。
- (1)去勢手術(オス) 1件につき2,000円
- (2) 不妊手術(メス) 1件につき4,000円
- 2 前項の助成金の補助は、1年度につき1世帯当たり30匹を限度とする。

# (助成金の申請)

第5条 実施者は、助成を受けようとするときは、去勢・不妊手術完了後、飼い猫等の (去勢・不妊)手術費助成金申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければな らない。

# (助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付決定を行うものとする。

#### (助成金の請求等)

- 第7条 実施者は、助成金を請求するときは、飼い猫等の(去勢・不妊)手術完了届及び手術費助成金請求書兼支払金口座振替依頼書(別記第2号様式)に、当該去勢・不妊手術を行った獣医師が発行した領収書を添えて、区長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求は、当該去勢・不妊手術の完了の日から起算して6月以内の日に行う ものとする。
- 3 区長は、前条の交付決定をしたときは、第1項の請求に基づき助成金を交付する。

#### (決定の取消し)

- 第8条区長は、実施者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

#### (手術に伴う責任)

第9条この事業に係る手術により生じた問題は、当該去勢・不妊手術を行った獣医師 と実施者の間で処理するものとする。

#### (規則の範囲)

第10条 助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるところによる。

#### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健所 長が別に定める。 付 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。なお、平成4年5月25日区長決定の要綱は、平成5年5月31日をもって廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の板橋区飼い猫等の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱第4条の規定にかかわらず、施行日前に去勢・不妊手術が実施された場合における助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1)去勢手術(オス) 1件につき2,500円
- (2) 不妊手術(メス) 1件につき5,000円
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区飼い猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱に基づいて作成された様式の用紙で現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区飼い猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱に基づいて作成された様式の用紙で現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、飼い主のいない猫につき、地域環境の向上に資するものその他保健所長が別に必要と認めるものについては、決定の日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 第1号様式(第5条関係)

# 飼い猫等の(去勢・不妊)手術費助成金申請書

年 月 日

板橋区長 様

申請者住所	板橋区				
		電話	(	)	
申請者氏名					

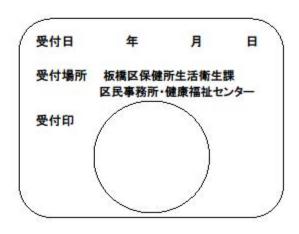
飼い猫等の去勢・不妊手術費の助成を受けたいので、下記の通り申請します。

記

壬年の七辻	去勢手術	匹
于州の万伝	不妊手術	匹

※手術日より6カ月以内に申請をお願いします。

どちらかに 〇印を記入		
飼い猫	飼い主の いない猫	



# 第2号様式(第7条関係)

飼い猫等の(去勢・不妊)手術完了届 及び手術費助成金請求書兼支払金口座振替依頼書

板橋区長 様

\* 手術日より6カ月以内に申請をお願いします。

申請者住所	板橋区				
		電話	(	)	
申請者氏名		10000000			

飼い猫等の去勢・不妊手術が完了しましたので、領収書を添えて下記 の通り助成金を請求します。 なお、私への支払金は、下記の口座にお振り込みください。

記

請求金額(①+②) ¥

1、手術方法(去勢手術·不妊手術)

(内訳) 手術を行った日

年 月 日

①去勢手術(オス)2,000円× 匹=

円

②不妊手術(メス)4,000円×

匹=

円

#### 2、振込口座

振込先金融機関		銀行·農協 信用金庫·信用組合		支店
振	預金種別	普通	当	座
込	口座番号		右づめでお	5願いします
П	フリガナ			
座	氏 名			

※申請者氏名と振込口座氏名が異なる場合は、委任状が必要です。